

支部活動の緩和

東海支部支部長 高橋玲司

5月に「緊急事態解除後の東海支部活動の指針」で6月30日までの期間、皆様に窮屈な思いをさせ申し訳ありませんでした。ご協力に感謝いたします。

ここに来て国内の感染が一定範囲に抑えられており、6月19日には県境をまたぐ移動も全国的に制限解除されるまでになりました。これを受けて支部活動の指針も完全解除とまでは行きませんが、以下のように緩和して活動を進めていく事とします。

1. 期間 7月1日～ 未定(コロナ禍が再発拡大すれば新たに対応する)

2. 委員会主催の支部山行

- * 活動山域を県内に限定していましたが、山域限定を撤廃する。この場合でも『三密』状態になることは山行参加者全員で極力回避してください
- * 各山域からの要請事項や山小屋、交通機関の営業状況等を見極めて計画してください。
- * 不特定多数の方と接触する機会が多いので、考えられる感染予防策を徹底してください。

3. 各種委員会

- * 支部ルームでの委員会は『三密』状態です!! 適度な座席間隔を確保するなど感染防止策等徹底し、2部屋使えれば開放して実施してください。
- * Zoom、Skypeなどを活用したWeb委員会も試してみてください。

4. 個人山行

- * 基本的には支部山行と同じです。しっかりした感染予防策対策をとり、周辺への配慮を怠らないように自己責任で実施してください。
- * 6/2 支部関係者の道迷い事故が発生しました。支部及び警察にも登山届は出されておらず、家族もどこに行ったか不明状態でした。登山届を出すことは今やルールです。支部、警察に計画書を提出すると同時に家族にも『どの山に』『どのルート』から行くと必ず伝え下さい。計画書の代わりに留守番電話もありますので、『目的の山、登山ルート』を伝え活用して下さい。

新型コロナウイルスは高齢者ほど、特に糖尿病や高血圧症状のある方は重症化しやすいとの報告もありますので感染しない、させない予防策をとって活動されることをお願いします。

以上